

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

確定申告が始まります

平成26年2月14日

寒い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年も確定申告の時期がやってまいりました。平成25年分の所得税の確定申告期間は2月17日（月）から3月17日（月）となっています。

確定申告が必要な人

所得税の確定申告は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算して、源泉徴収された税額や予定納税した税額との過不足を精算し、納税又は還付を行う手続きです。

個人事業を営んでいる方や、家賃、駐車場などの不動産収入がある方は毎年確定申告をしていらっしゃると思いますので、なじみの深い制度かと思えます。一方で給与所得者の場合、年末調整により所得税の納税が完了することがほとんどですので、いままで確定申告を一度もしたことがないという方が多いかもしれません。

しかし、給与所得者であっても、次のような場合には、通常確定申告が必要となります。

- ① 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- ② 2か所以上から給与の支払いがあった人
- ③ 給与から源泉徴収をされていない人
- ④ 給与所得以外の所得があった人

④の場合については、給与の支払いが1か所であつ年末調整されており、給与所得及び退職所得以外の他の所得の合計が20万円以下である人は、確定申告をしなくてもよいことになっています。例えば、給与の他に駐車場収入がある場合、駐車場の収入から必要経費を引いた利益の額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要となります。

ただし、例外として同族会社の役員等は、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、

これらの所得が20万円以下であっても、確定申告をする必要があります。

また、年金所得者については、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要がありません。ただし、確定申告をしないことを選択した場合でも住民税の申告は別途行わなければなりません。所得税・住民税いずれの申告もしなかった場合、社会保険料や医療費など、申告をしていれば控除されるものが住民税および国民健康保険料の算定の際に控除されず、計算上不利になることがあるようです。申告不要で所得税は少し得をしたけれど、住民税と国民健康保険料が増額されてしまったという話もありますので、高齢者の方はご注意ください。

加えて、他の所得が20万円以下であれば確定申告を要しないという規定は、あくまでも申告を行わないときに限られることに注意が必要です。確定申告や次にご説明する還付申告を行う場合には、たとえ給与や年金以外の所得金額が20万円以下であったとしても、すべての所得を申告しなければなりません。

還付申告をすることができる人

確定申告によって、源泉徴収や予定納税によりそれまでに納めた所得税が戻ってくる場合があります。所得税の還付を受けるための確定申告を還付申告と言い、次のような場合には還付申告をすることができます。

- 年の途中で退職し、その後年末まで就職しなかったため、年末調整を受けておらず源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- 医療費控除や寄付金控除を受けるとき
- 住宅ローン控除を受けるとき（初回のみ）
- 上場株式等に係る譲渡損失の金額から上場株式等に係る配当の額から控除したとき

○ 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
還付申告については、申告書の提出が期限までに間に合わなかったときでも申告が可能な場合がありますので、期限後に気がつかれたような場合は当事務所までご相談ください。

確定申告が必要な所得

ここまで確定申告が必要なケースについて解説してきましたが、ある収入を得た場合に、確定申告をする必要があるのかどうか判断に迷うことがあります。紙面の都合上すべてをご紹介しますことはできませんが、お客様からよくご質問を受けるものを一部、ご紹介します。

◎宝くじの当選金

宝くじの当選金は非課税となっていますので所得税、住民税はかからず、確定申告の必要もありません。これは宝くじの購入代金のうち約四割は自治体の収入となるので、購入した時点で税金を払っているのと同じであるためです。

ひとつだけ注意したいのは、会社の部署など複数人で宝くじを購入して高額当選した場合です。当選金を分配するときに、銀行で当選金を受け取る人全員の名義で受けとらなければなりません。単独名義で受け取り、あとで分配しようとするとうと贈与とみなされ、贈与税がかかる場合があります。

ちなみに、宝くじとは違って雑誌の懸賞金やクイズ番組の賞金などは一時所得として課税の対象となっています。

◎競馬の当たり馬券

当たり馬券の払戻金は一時所得として課税の対象になります。一時所得の金額は【総収入金額】－【収入を得るために支出した金額】－【50万円】の算式で計算し、この金額の2分の1に相当する金額が課税の対象となります。

収入を得るために支出した金額として認められるのは、当たり馬券の購入費のみで、はずれ馬券は経費とはなりません。したがって、年間で負けの方が多くても、当たり馬券の金額が多額であれば、本来は確定申告が必要となります。

少し前に、当たり馬券を予想するソフトを自

ら開発し、その予想に基づきインターネットで大量に馬券を購入して利益を得ていた人が、払いきれないほど多額の追徴課税をされた事件が話題となりました。裁判となり、大阪地裁は「金額も多額で、娯楽の域にとどまらない利益を得るための資産運用の一種」として一時所得には当たらず雑所得に該当するとし、はずれ馬券も必要経費として認めました。しかし、趣味で競馬を楽しむ程度とこの裁判例とでは事情が大きく異なりますので、通常、はずれ馬券を経費算入することは難しいと思われます。

◎損害賠償金

心身に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金は非課税とされています。このため、交通事故などによる負傷について受ける治療費や慰謝料、車両の破損について受ける損害賠償金を受け取ったときは、これらの損害賠償金等には原則として所得税がかかりません。

しかし、損害賠償金等であっても損害を受けた資産が事業用資産の場合で、売上や経費を補填するような性質を持つものは、非課税所得から除かれます。

また、交通事故などにより被害者が死亡してしまい、損害賠償金を遺族の方が受け取った場合でも所得税はかかりません。

◎生活用動産の譲渡

家具、什器、衣服などの生活に通常必要な動産の譲渡による所得は非課税となっており、これらを売却しても所得税はかかりません。

たとえば自家用自動車を売却したが、思ったより高く売れたということがたまにありますが、このような場合には確定申告をする必要はありません。ただし、あくまで生活に必要なものに限られますので、業務に使用する営業車、趣味で所有する高額品、転売目的で所有している物品については、売却によって発生した利益は課税対象となります。

また、生活に必要な動産であっても、貴金属や宝石、書画、骨とう、美術工芸品で1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税されます。以上